不適正事例

	不適正事例	根拠法令		解釈通知	
1	定期的に通院している利用者に居宅療養管理指導を提供している	平成11年3月31日 厚生省令第37号	第84条	平成11年9月17日 老企第25号	
2	重要事項説明書を交付していない	平成11年3月31日 厚生省令第37号	第8条 （第91条において準用）	平成11年9月17日 老企第25号	
3	重要事項説明書の内容が不十分	平成11年3月31日 厚生省令第37号	第90条	平成11年9月17日 老企第25号	
4	利用者の被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していない	平成11年3月31日 厚生省令第37号	第11条 （第91条において準用）	平成11年9月17日 老企第25号	(5)①
5	利用者の意思を踏まえ、要介護認定の申請が行われる援助をしていない	平成11年3月31日 厚生省令第37号	第12条 （第91条において準用）	平成11年9月17日 老企第25号	(6)①
6	利用者の要介護認定更新の援助をしていない	平成11年3月31日 厚生省令第37号	第12条第2項 （第91条において準用）	平成11年9月17日 老企第25号	(6)②
7	居宅介護支援事業者との連携をとっていない	平成11年3月31日 厚生省令第37号	第64条	平成11年9月17日 老企第25号	
8	身分証を携行していない	平成11年3月31日 厚生省令第37号	第18条 （第91条において準用）	平成11年9月17日 老企第25号	
9	具体的なサービス提供記録を記載していない	平成11年3月31日 厚生省令第37号	第19条第2項 （第91条において準用）	平成11年9月17日 老企第25号	(10)②
10	他の薬剤師が記録を作成しており、訪問した担当薬剤師が薬剤服用歴の記録を作成していない。	平成11年3月31日 厚生省令第37号	第19条第2項 （第91条において準用）	平成11年9月17日 老企第25号	(10)②
11	利用者から利用料（1割、2割又は3割負担）等を徴収していない	平成11年3月31日 厚生省令第37号	第87条	平成11年9月17日 老企第25号	第3の一の3(11)①
12	サービス提供の内容及び費用についてあらかじめ利用者又はその家族に対して説明していない。同意を得ていない	平成11年3月31日 厚生省令第37号	第87条第4項	平成11年9月17日 老企第25号	第3の一の3(11)④
13	サービス提供証明書を利用者に交付していない	平成11年3月31日 厚生省令第37号	第21条 （第91条において準用）	平成11年9月17日 老企第25号	(12)
14	サービス担当者会議に参加していないにもかかわらず、文書で居宅介護支援事業所又は居宅サービス事業所に情報提供をしていない	平成11年3月31日 厚生省令第37号	第89条第1項第5号	平成11年9月17日 老企第25号	(2)①②
15	居宅療養管理指導と他の事業の会計を区分していない	平成11年3月31日 厚生省令第37号	第38条 （第91条において準用）	平成11年9月17日 老企第25号	(32)